

一般社団法人日本造血細胞移植学会(以下本学会)は、造血細胞移植コーディネーター(Hematopoietic Cell Transplant Coordinator, HCTC)認定制度規則(以下規則という)を施行するにあたり、以下の事項を定めるものとする。

■第1章 認定HCTC・専門HCTCの認定手続き

第1条(審査料・登録料)

- 1 認定HCTC・専門HCTCの認定審査料は10,000円とする。申請者は、申請書類の提出に先立ち、学会まで審査料を送金する。
- 2 認定審査に合格時の認定登録料は10,000円とし、申請者は学会事務局からの通知に伴い、認定書の受領に先立ち、学会に送金する。
- 3 一度払い込まれた認定審査料・認定登録料は、いかなる理由があっても返却しない。

第2条(書類審査)

- 1 規則第7条に定めるHCTC認定審査委員会は、認定申請受付期間に提出された認定HCTC・専門HCTCの認定申請書により、申請者が規則第5条に示されている事項をすべて満たしているか否かについて書類審査を行う。
- 2 認定HCTC・専門HCTCの申請あるいはその資格更新の申請にかかわる書類審査で報告が求められる経験事例として、同一施設に所属する複数のHCTCが関与した事例については、主体的に関わった者が一事例として申請することとし、別の者が重複した同一事例を用いて規則第5条に定められる資格申請や規則第10条に定められる資格更新を行うことはできない。
- 3 書類審査にて認定要件を満たさないと判断された場合や、記載書類に不正があると認められた場合には、その時点で申請を却下し、以後の審査は行なわない。

第3条(問題作成委員)

- 1 認定HCTC・専門HCTCの資格認定にかかわる試験問題の作成のため、HCTC委員会委員長は、問題作成委員を任命する。
- 2 前項に定める問題作成委員はHCTC委員会委員5名程度と、HCTC委員会外部の委員若干名により構成し、その任期は1年とする。
- 3 問題作成委員は作成した試験問題にかかわる一切の情報を守秘する義務を要する。

第4条(認定HCTC筆記試験)

- 1 書類審査にて認定要件を満たしていると判断された申請者を対象に、規則第8条第1項に定める筆記試験を実施する。
- 2 認定HCTCの資格審査のための筆記試験は多肢選択形式の25問とし、試験時間は1時間とする。
- 3 試験問題の出題範囲はHCTC委員会が指定する教材に記載された範囲内とし、問題作成委員が作成した問題の中から、認定審査委員会が選定する。
- 4 認定審査委員会の委員のうち、委員在任中の期間に認定審査を受ける者が在籍する施設に所属する者は前項に定める試験問題の選定に関与しない。
- 5 本条に定める筆記試験の採点結果は、原則として15問以上の正解をもって合格の基準とする。

第5条(認定HCTC口頭試験)

- 1 書類審査にて認定要件を満たしていると判断された申請者を対象に、規則第8条第1項に定める口頭試験を実施する。

- 2 認定 HCTC の資格審査のための口頭試験は認定審査委員会の委員 2 名を面接員として、あらかじめ規則第 6 条第 4 項に定められた書式により申請者が提出した事例報告書に基づいてコーディネートの実務に関する質疑応答の形式で行う。
- 3 口頭試験の採点は所定の評価票を用いて HCTC の技能にかかわる 10 項目を良・可・不可の三段階で評価し、2 名の面接員のいずれも「良」あるいは「可」と評価した項目が、原則として 8 項目以上であることを合格の基準とする。

第 6 条(専門 HCTC 筆記試験)

- 1 書類審査にて認定要件を満たしていると判断された申請者を対象に、規則第 8 条第 2 項に定める筆記試験を実施する。
- 2 専門 HCTC の資格審査のための筆記試験は多肢選択形式の 25 問とし、試験時間は 1 時間とする。
- 3 前項に定める試験問題は問題作成委員が作成した問題案の中から、認定審査委員会が選定する。
- 4 認定審査委員会の委員のうち、委員在任中の期間に認定審査を受ける者が在籍する施設に所属する者は前項に定める試験問題の選定に関与しない。
- 5 本条に定める筆記試験の採点結果は、原則として 15 問以上の基準をもって合格の基準とする。

第 7 条(専門 HCTC 口頭試験)

- 1 書類審査にて認定要件を満たしていると判断された申請者を対象に、規則第 8 条第 2 項に定める口頭試験を実施する。
- 2 専門 HCTC の資格審査のための口頭試験は認定審査委員会の委員 2 名を面接員として、あらかじめ規則第 6 条第 5 項に定められた書式により申請者が提出した事例報告書に基づいてコーディネートの実務に関する質疑応答の形式で行う。
- 3 口頭試験の採点は所定の評価票を用いて HCTC としての技能および指導能力にかかわる 10 項目を良・可・不可の三段階で評価し、2 名の面接員のいずれも「良」あるいは「可」と評価した項目が、原則として 8 項目以上であることを合格の基準とする。

第 8 条(審査結果の報告)

- 1 認定審査委員会は本細則第 4 条に定める筆記試験および第 5 条に定める口頭試験のいずれも合格と判定された者を認定 HCTC 有資格候補者として HCTC 委員会に報告する。
- 2 認定審査委員会は本細則第 6 条に定める筆記試験および第 7 条に定める口頭試験のいずれも合格と判定された者を専門 HCTC 有資格候補者として HCTC 委員会に報告する。

■第 2 章 認定の更新

第 9 条(認定更新の申請要件)

- 1 認定 HCTC の資格更新審査を受けようとする者は、以下の各号に掲げる事項をすべて満たさなければならない。
 - (1) 認定 HCTC 資格取得時あるいは前回の資格更新時以降、HCTC として患者事例 15 件以上、ドナー事例 15 件以上(血縁ドナー事例 5 件以上)のコーディネーター実務経験を有すること
 - (2) 認定 HCTC 資格取得時あるいは前回の資格更新時以降、本学会学術総会に 2 回以上参加していること
 - (3) 認定 HCTC 資格取得時あるいは前回の資格更新時以降に HCTC 委員会が別に指定する認定更新セミナー(あるいはブラッシュアップ研修会)に 2 回以上参加していること
 - (4) 認定 HCTC の資格取得後も継続して本学会の会員であり、申請時点で年会費を完納していること
- 2 専門 HCTC の資格更新審査を受けようとする者は、以下の各号に掲げる事項をすべて満たさなければならない。
 - (1) 専門 HCTC の資格取得時以降も専従で HCTC としての実務に従事していること
 - (2) 専門 HCTC 資格取得時あるいは前回の資格更新時以降、HCTC として患者事例 30 件以上、ドナー事例 30 件以上(血縁ドナー事例 15 件以上)のコーディネーター実務経験を有すること

- (3) 専門 HCTC 資格取得時あるいは前回の資格更新時以降、本学会学術総会に 2 回以上参加していること
- (4) 専門 HCTC 資格取得時あるいは前回の資格更新時以降に HCTC 委員会が別に指定する認定更新セミナーに 2 回以上参加していること
- (5) 専門 HCTC の資格取得後も継続して本学会の会員であり、申請時点で年会費を完納していること

第 10 条(認定更新審査料)

- 1 認定 HCTC・専門 HCTC の認定資格更新審査料は 10,000 円とする。認定資格更新申請者は、申請書類の提出に先立ち、学会まで審査料を送金する。
- 2 一度払い込まれた認定資格更新審査料は、いかなる理由があっても返却しない。

第 11 条(認定更新の申請方法)

- 1 認定 HCTC・専門 HCTC の資格更新審査の申請受付期間は原則として毎年 2 月 1 日から 3 月 31 日までとする。ただし特別な事情がある場合は HCTC 委員会によって変更できる。
- 2 前項の申請の受付期間は、その受付開始日の 1 年前までに更新対象者に書面をもって通知する。
- 3 前項の更新対象者には、平成 29 年度以前の認定制度で認定 HCTC の資格を取得したものも含まれる。
- 4 本条第 1 項に定める申請受付期間外であっても、特別に正当な理由があると HCTC 委員会が認め、理事会で承認された場合には、申請を受け付けることができる。
- 5 認定 HCTC の資格更新審査を希望する者は、本条第 1 項に定める申請受付期間内に、以下の各号に掲げる書類を HCTC 委員会に提出する。
 - (1) 認定 HCTC 認定証の写し
 - (2) 認定 HCTC 認定更新審査申請書(書式については本学会が別に定める)
 - (3) 認定 HCTC 資格取得時あるいは前回の資格更新時以降の本学会学術総会への 2 回以上の参加を証明するものの写し(大会参加証、演題抄録など)
 - (4) HCTC 委員会が指定する認定更新セミナー(あるいはブラッシュアップ研修会)参加証の写し
 - (5) 所属施設責任者による HCTC としての実務経験期間の証明書(書式については本学会が別に定める)
 - (6) 認定資格更新審査料の送金を証明する書類の写し
- 6 専門 HCTC の資格更新審査を希望する者は、本条第 1 項に定める申請受付期間内に、以下の各号に掲げる書類を HCTC 委員会に提出する。
 - (1) 専門 HCTC 認定証の写し
 - (2) 専門 HCTC 認定更新審査申請書(書式については本学会が別に定める)
 - (3) 専門 HCTC 資格取得時あるいは前回の資格更新時以降の本学会学術総会への 2 回以上の参加を証明するものの写し(大会参加証、演題抄録など)
 - (4) HCTC 委員会が指定する認定更新セミナー参加証の写し
 - (5) 所属施設責任者による HCTC としての専従実務経験期間の証明書(書式については本学会が別に定める)
 - (6) 認定資格更新審査料の送金を証明する書類の写し

第 12 条(認定更新の審査方法)

認定 HCTC, 専門 HCTC の資格更新審査は HCTC 認定審査委員会による申請書類の審査によって行う。

第 13 条(更新の保留)

- 1 次の場合は、認定 HCTC の認定の更新の保留を原則として通算 3 年を限度として申請出来る。
 - (1) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、研究、研修等のために HCTC としての業務を休止したとき、または現に休止中であるとき
 - (2) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、長期の病気療養をしたとき、または現に療養中であるとき(なお、病状によって本人が申請できない場合は、HCTC 委員会の職権で審査し、保留期間を本人に通知することができるものとする。)

- (3) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、産前・産後休業、育児休業または介護休業に該当する期間があったとき、または現に休業中であるとき
 - (4) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、前号(1)~(3)以外のなんらかの理由により、HCTC としての業務を休止する期間があり、HCTC 委員会が更新の保留を認めることが妥当と判断した場合
- 2 更新の保留を申請するときは、その理由を記した認定 HCTC 認定更新保留申請書をその根拠となる書類の写しを添付した上で、HCTC 委員会に提出しなければならない。
- 3 保留期間中に次回の更新審査の申請を行わず、保留期間を超過した場合には認定 HCTC の資格を喪失する。

■第 3 章 暫定専門 HCTC の認定手続き

第 14 条(暫定専門 HCTC 資格審査)

平成 28 年 3 月末日までに旧認定制度による認定 HCTC の資格を取得した者を対象に、平成 32 年度までを期限として規則第 5 条第 4 項に定める暫定専門 HCTC の資格認定を行う。

第 15 条(暫定専門 HCTC 審査料・登録料)

- 1 暫定認定 HCTC の認定審査料は 10,000 円とする。申請者は、申請書類の提出に先立ち、学会まで審査料を送金する。
- 2 認定審査に合格時の認定登録料は 10,000 円とし、申請者は学会事務局からの通知に伴い、認定書の受領に先立ち、学会に送金する。
- 3 一度払い込まれた認定審査料・認定登録料は、いかなる理由があっても返却しない。

第 16 条(暫定専門 HCTC 申請要件)

暫定専門 HCTC の資格認定を受けようとする者は次の各号に掲げる事項をすべて満たさなければならない。

- (1) 認定 HCTC の資格取得時以降、HCTC としての専従実務経験を通算 3 年以上有すること
- (2) 認定 HCTC の資格取得時以降、患者事例 30 件以上、血縁ドナー 15 件以上を含むドナー事例 30 件以上の HCTC としてのコーディネーター実務経験を有すること
- (3) 認定 HCTC の資格取得時以降、本学会学術総会および学術総会中に開催される認定更新セミナー(あるいはブラッシュアップ研修会)に 2 回以上参加していること
- (4) 認定 HCTC の資格取得後も継続して本学会の会員であり、申請時点で年会費を完納していること

第 17 条(暫定専門 HCTC 申請方法)

- 1 暫定専門 HCTC の認定申請は年に 1 回の申請受付期間を設け、この期間内のみ申請を受け付ける。
- 2 HCTC 委員会は申請受付開始日の 1 ヶ月前までに申請受付期間を本学会ウェブページに公開する。
- 3 前項の申請受付期間外であっても、特別に正当な理由があると HCTC 委員会が認め、理事会で承認された場合には、申請を受け付けることができる。
- 4 暫定専門 HCTC の認定審査を希望する者は、本条第 1 項に定める申請受付期間内に、以下の各号に掲げる書類を HCTC 委員会に提出する。
 - (1) 認定 HCTC 認定証の写し
 - (2) 認定申請書(書式については本学会が別に定める)
 - (3) 本学会の HCTC 育成事業への協力にかかわる誓約書(書式については本学会が別に定める)
 - (4) 所属施設責任者による専従実務経験期間の証明書(書式については本学会が別に定める)
 - (5) 所属施設責任者あるいは本学会理事による推薦書(書式については本学会が別に定める)
 - (6) 認定 HCTC の資格取得時以降の本学会学術総会および認定更新セミナー(あるいはブラッシュアップ研修会)への 2 回以上の参加を証明する書類の写し

- (7) 認定 HCTC の資格取得後に HCTC として介入した事例のうち、患者、ドナーの各 3 事例についての報告書(書式については本学会が別に定める)
- (8) 認定審査料の送金を証明する書類の写し

第 18 条(暫定専門 HCTC 認定審査と審査結果の報告)

- 1 暫定専門 HCTC の認定審査は規則第 7 条に定める認定審査委員会が行う。
- 2 認定審査委員会は本細則第 17 条第 4 項に定める申請書類の審査に加えて面接審査を行い、合格と判定された者を暫定専門 HCTC 有資格候補者として HCTC 委員会に報告する。

第 19 条(暫定専門 HCTC の認定有効期間と資格更新)

- 1 暫定専門 HCTC の有効期間は、認定を受けた日から 5 年間とし、資格の更新は行わない。
- 2 暫定専門 HCTC は、以下の各号に掲げる要件を満たせば専門 HCTC の認定審査を受けることができる。
 - (1) 暫定専門 HCTC の資格取得時以降も専従で HCTC としての実務に従事していること
 - (2) 暫定専門 HCTC 資格取得時以降、HCTC として患者事例 30 件以上、ドナー事例 30 件以上(血縁ドナー事例 15 件以上)のコーディネーター実務経験を有すること
 - (3) 暫定専門 HCTC 資格取得時以降、本学会学術総会および学術総会中に開催される認定更新セミナーに 2 回以上参加していること
 - (4) 暫定専門 HCTC の資格取得後も継続して本学会の会員であり、申請時点で年会費を完納していること
- 3 暫定専門 HCTC の認定有効期間内に専門 HCTC の認定審査を希望する者は、規則第 6 条に定める申請受付期間内に、以下の各号に定める書類を HCTC 委員会に提出する。
 - (1) 暫定専門 HCTC 認定証の写し
 - (2) 専門 HCTC 認定審査申請書(書式については本学会が別に定める)
 - (3) 暫定専門 HCTC 資格取得時以降の本学会学術総会への 2 回以上の参加を証明するものの写し
 - (4) HCTC 委員会が指定する認定更新セミナー参加証の写し
 - (5) 所属施設責任者による HCTC としての専従実務経験期間の証明書(書式については本学会が別に定める)
 - (6) 認定資格更新審査料の送金を証明する書類の写し
- 4 本条第 2 項に定める認定審査は、前項に定める申請書類の審査と本細則第 6 条に定める筆記試験により行い、認定審査委員会により合格と判定された者を専門 HCTC 有資格候補者として HCTC 委員会に報告する。

■第 4 章 特別措置・移行措置

第 20 条(小児移植認定 HCTC 特別措置)

- 1 規則第 5 条第 1 項(4)に定める要件により、専ら小児移植例のみを対象とする認定 HCTC(小児移植認定 HCTC)の資格を取得した者が、新たに成人移植例を対象とする認定 HCTC 資格を取得する場合には、認定申請受付期間内に、以下の各号に掲げる書類を提出し、小児移植認定 HCTC の資格取得後も継続して本学会の会員であり、申請時点で年会費を完納していれば、本細則の第 2 条に定める書類審査により認定審査を受けることができる。
 - (1) 成人の患者事例 7 件以上、血縁ドナー事例 2 件以上を含む成人のドナー事例 7 件以上の実務経験リスト(書式については本学会が別に定める)
 - (2) HCTC として介入した成人患者・成人血縁ドナー各 2 事例についての報告書(書式については本学会が別に定める)
 - (3) 認定審査料の送金を証明する書類の写し
- 2 前項に定める認定審査の審査料・登録料は本細則第 2 条に規定する額の半額とする。

第 21 条(移行期間認定資格取得者特別措置)

平成 28 年 4 月以降、本細則が実施されるまでの移行期間に認定 HCTC の資格を取得した者は、以下の各号に掲げる条件をすべて満たせば、規則第 6 条第 5 項に定める方法により、専門 HCTC の認定審査を受けることができる。

- (1) 認定 HCTC の資格取得時以降、HCTC としての専従実務経験を通算 4 年以上有すること
- (2) 認定 HCTC の資格取得時以降、患者事例 30 件以上、血縁ドナー15 件以上を含むドナー事例 30 件以上の HCTC としてのコーディネート実務経験を有すること
- (3) 申請時点から過去 5 年以内に、本学会学術総会および学術総会中に開催される認定更新セミナー(あるいはブラッシュアップ研修会)に 3 回以上参加していること
- (4) 認定 HCTC の資格取得後も継続して本学会の会員であり、申請時点で年会費を完納していること

■第 5 章 細則の改正と廃止

第 22 条(本細則の改正)

この細則の改正は HCTC 委員会の議決により決定し、理事会に報告される。

第 23 条(本細則の廃止)

この細則は、理事長あるいは理事会の議決があれば廃止できる。

第 24 条(細則の改正・廃止の通知)

この細則の改正と廃止に関して、HCTC 委員会および理事会によって決定された事項は速やかに本学会ウェブページ等に掲載し、会員に通告する。

■第 6 章 附則

第 25 条(細則の施行)

- 1 本細則は 2017 年 4 月 28 日より実施する。
- 2 第 26 条・第 27 条の追加を含む本細則の第一回改定は 2019 年 4 月 1 日より実施する。

第 26 条(認定審査における実務経験件数の基準)

- 1 規則第 5 条第 1 項(4)に定める認定 HCTC 申請要件の内、患者事例 10 件以上、血縁ドナー事例 3 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。また、小児の移植例のみのコーディネートを行っている場合には、患者事例 5 件以上、小児ドナー1 件を含む血縁ドナー2 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。
- 2 規則第 5 条第 2 項(3)に定める専門 HCTC 申請要件の内、患者 20 件以上、血縁ドナー15 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。
- 3 細則第 16 条(2)に定める暫定専門 HCTC 申請要件の内、患者 20 件以上、血縁ドナー15 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。
- 4 細則第 20 条第 1 項(1)に定める小児移植認定 HCTC 取得者が認定 HCTC を取得する場合の申請要件の内、成人患者 4 件以上、成人血縁ドナー1 件以上は、全過程の実務経験を有さなければならない。
- 5 本条第 1 項から第 4 項までに定める全過程の実務経験の定義は以下の通りとする。
 - (1) 患者事例は、移植適応と判断された段階から介入し、意思決定支援や移植準備の支援(ドナーの準備や患者ニーズへの資源調整など)を行い、移植が実施されるまでの全過程を継続的に支援すること
 - (2) 血縁ドナー事例は、HLA 検査前の提供に関する医学的説明を含む意思決定支援の段階から、採取前健康診断、採取の準備、幹細胞採取、採取後健康診断(他施設での実施も含む)に至るまでの全過程を継続的に支援すること。

第 27 条(小児移植認定 HCTC が対象とする事例に関する年齢の規定)

- 1 規則第 5 条第 1 項(4)に定める小児移植認定 HCTC の申請要件の内、患者事例の年齢は 18 歳未満とする。ただし 18 歳以上の事例については、小児科診療となった理由を報告することで申請することができる。
- 2 規則第 6 条第 4 項(6)に定める血縁ドナー 2 事例の内、1 事例は小児ドナーを報告する。
- 3 細則第 20 条第 1 項(1)に定める小児移植認定 HCTC 取得者が認定 HCTC を取得する場合の申請要件の内、成人の患者と成人のドナーは 18 歳以上とする。ただし 18 歳未満の事例については、内科診療となった理由を報告することで申請することができる。
- 4 規則第 4 条第 3 項および細則第 26 条第 1 項、本条第 2 項に定める小児ドナーの年齢は 18 歳未満とする。